神栖　春期リーグ戦　要項

１．主旨　　ミニバスケットボールを通じて神栖市内の各単位団の交流と技術の向上を図り、心身共に健全な児童の育成を行いバスケットボールの普及を図る。

２．主催　　神栖市ミニバスケットボールスポーツ少年団
３．期日　　平成２９年５月６日（土）７日（日）
４．時間　　会場準備：８時００分～
　　試合開始：９時００分～
５．会場　　神栖市市民体育館
６．組合せ　別紙参照
７．試合要領
　①Ａチーム：少年団に在籍する全選手。
　　Ｂチーム：５年生以下の選手。
　②リーグ戦の順位は勝ち点によって決定する。試合に勝ったチームは３点、引き分けの場合は２点，負けたチームは１点、試合を没収されたチームは０点とする。
　　それで、順位が決まらない場合は以下のように順位を決定する。
　　１）２チームが同じ勝ち点の時は、該当チームの対戦で勝ったチームを上位とする。
　　２）３チームが同じ勝ち点の時は、同じ勝ち点のチーム間のみの勝ち点で順位を決定する。
　　３）それでも同じ勝ち点の時は、当該チーム間の試合における
　　ゴール・アベレージ（総得点÷総失点）の高いチームを上位とする。
　　４）ゴール・アベレージが同率の時には、そのグループでの当該チームの全試合のゴール・アベレージによって決定する。
　　５）それでも、３チームが同率となった時は、総得点数の多いチームを上位とする。
　　６）初日のリーグ戦では１チームが没収された場合、残された２チーム間の試合は決するまで３分間の延長戦を行う。
　　※延長戦を行った時には、延長戦の得点、失点も入れて
　　ゴール・アベレージを算出する。
　　※没収試合でのスコアーは２０－０とする。
　③Ｂチームについては下記のルールを適用し試合を行う。
　　１）試合時間は、４分３Ｑで行う。

前半４分－１分－４分－ハーフタイム３分－後半４分

２）５人以上出場させれば試合は成立とするが、以下の事項を参照に各チーム試合を行うこと。

・選手の数が、１０人未満のチームは、選手全員を出場させる事。

・選手の数が、１０人以上のチームは、相手チームの選手の数が少ない場合、相手チームの人数分出場させればよい。

（例）選手１３人と選手７人のチームが試合を行う時は、
選手７人のチームは全員を出場させる。
選手１３人のチームは、相手チームの人数である場合は，
７人を出場させればよい。

３）選手の数が５人以上揃わないチームは、６年生を出場させて試合を行うが、参考試合とし勝敗は負けとする。スコアーは 20-0 とする。
※途中で選手が試合続行不能となり、交代に６年生が出場した場合も同様とする。

４）同点の場合は１分休憩して、２分間を必要な回数だけ行う。
この場合、チームファールは継続する。

④Ａ、Ｂチームの上記以外の競技規則は、日本バスケットボール協会ミニバスケットボール競技規則を適用する。

８．その他

①健康診断は各チームの責任において実施すること。また、ベンチには応急処置が出来る用意をしておくこと。

②選手の競技中の傷害について主催者は、応急処置を行う場合もあるが責任を負わない。

③参加については、必ず保護者の承諾を得ること。

④体育館の使用については、器具・物品の破損・紛失等のないように充分注意すること。

１）フロアーへのバケツ等での水の持ち込みは禁止。

２）上履き、下履きの区別を徹底すること。（下履きは各自で保管のこと）

３）駐車場以外の場所への駐車は禁止します。

４）各チームの育成会は、会場の管理徹底に努めること。

５）ゴミは、必ず各チームの責任において持ち帰ること。